

随意契約および比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 神崎川外 番田水門外受変電設備補修工事

木津川水門は高潮及び津波発生時に、番田水門は洪水時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設である。

本工事は、番田水門について、水門の停電状況および自家発電設備始動状況等の監視を目的に、既設の低圧配電盤の改造（機能増設）・試験調整等を実施するものである。また、木津川水門について、既設の受電盤に設置している各種継電器の取替・試験調整等を実施するものである。

今回の改造（機能増設）等にあたっては、当該設備の設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

したがって、本工事は、当該設備の詳細設計図面・設計資料および専門知識を有し、かつ、図面等では表記されていない設計思想を理解し、システム操作のノウハウを熟知している等、当初施工した業者でしか実施できない内容である。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該機器の設計、製作、据付を行った三菱電機株式会社から保守点検、維持管理、補修工事等メンテナンス部門を業務移管し、かつ同設備の年次点検に係わっている三菱電機プラントエンジニアリング株式会社西日本本部以外にその能力を有するものがないことから、大阪府財務規則第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同社と随意契約を締結するものとする。